

東京都中央卸売市場豊洲市場自動車登録要領

(目的)

第1条 この要領は、東京都中央卸売市場自動車等登録要綱（以下「要綱」という。）に基づき東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号。以下「条例」という。）第114条の3並びに東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和46年東京都規則第273号。以下「規則」という。）第96条及び第97条に規定する東京都中央卸売市場豊洲市場（以下「市場」という。）における自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であつて、同法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車のうちそれぞれ二輪のものを除いたものをいう。）の登録制度の細則を定め、あわせて条例第120条の規定に基づく入場制限等を行うことにより、市場内の環境負荷の低減及び車両交通の円滑化を図ることを目的とする。

(対象となる自動車)

第2条 この要領の適用を受ける自動車は、条例及び規則に定める自動車のうち特殊自動車を除くものをいう。特殊自動車及び歩行型の構内運搬車で電気を動力とするものについては、別途要領を定める。

(自動車登録の義務及び規制)

- 第3条 市場内で自動車を使用する者は、この要領の定めるところにより登録申請し、あらかじめ登録証の交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 卸売業者に出荷しようとするため入場する自動車については、そのことを証明する書類等の提示をもって、登録を受けたものとみなす。ただし、場長が指定する情報を予め卸売業者等から提出してある自動車については、書類等の提示を要しない。
 - 二 救急車等の緊急自動車その他知事が認めた自動車については、登録を要しない。
 - 3 開場日の午前6時から午前11時までは入場規制強化時間とする。
 - 4 市場内の混雑等により、場長が特に必要があると認めたときは自動車の入場又は駐車車の制限をする。

(申請者の範囲等)

第4条 自動車の登録申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 卸売業者
 - 二 仲卸業者
 - 三 売買参加者
 - 四 関連事業者
 - 五 買出人
 - 六 前各号に掲げる者のほか、市場施設使用者等、場長が認めた者
- 2 前項の申請は、申請者が市場関係業者で組織する団体に所属する場合にあっては、当該団体を通じ、豊洲市場における駐車場施設を管理する公共的団体を經由して行うことができる。
- 3 第1項の申請は、申請者が市場関係業者で組織する団体に所属していない場合にあっては、豊洲市場における駐車場施設を管理する公共的団体を經由して行うことができる。

(申請手続及び添付書類)

第5条 自動車の登録を受けようとする者は、規則第96条第1項に規定する自動車登録(廃車)申請書(規則第59号様式)(別紙1)に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。再交付の申請をしようとする場合も同様とする。

- 一 自動車検査証の写し
- 二 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)におけるディーゼル車規制の対象となる自動車で、初度登録から7年を経過している自動車については同条例に基づき指定を受けた粒子状物質減少装置装着証明書の写し
- 三 申請者が市場関係業者で組織する団体に所属しない場合は、営業許可証の写。許可業種でない場合は、事業税・納税証明書の写しなど営業の事実を証するものの写し
- 四 市場取引における業務用車両又は通勤用車両である旨を確認するための誓約(別紙2)
- 五 その他場長が必要と認める書類

(登録証の交付及びICタグの貸与)

第6条 場長は、前条による登録の申請を受けたときは、規則、要綱及びこの要領の定めるところにより審査し、申請に係る自動車を登録するときは、登録証を交付する。

2 前項に規定する登録証の種類、色・形状並びに当該登録証にかかる制限等は、次の表に掲げるとおりとする。

種類（主に利用する街区）	色・形状	
5街区登録車	緑	ステッカー
6街区登録車	赤	ステッカー
7街区登録車	青	ステッカー

- 3 第1項により、登録証の交付を受けた自動車については、別に定める豊洲市場入退場設備に伴うICタグ等取扱要領に基づきICタグを貸与する。
- 4 場長は、第1項の登録証及び第2項のICタグを他人に譲渡し又は貸与しないよう、当該自動車の使用者を指導するものとする。

（登録証の再交付）

第7条 場長は、次のいずれかに該当したと認めるときは、当該自動車の使用に対し、前条の規定により交付した登録証の再交付を第5条に定める申請手続きにより申請するよう指導するものとする。この場合において、当該登録証が第二号から第四号までのいずれかに該当する場合は、前条の登録証を申請書に添付するよう指導する。

- 一 登録証を紛失したとき。
- 二 登録証が汚損又は摩耗等により使用できなくなったとき。
- 三 車両の買換え等により車両番号の変更があったとき。
- 四 その他場長が特に必要と認めたとき。

（登録証の貼付の指導及び貼付場所並びにICタグの装着場所）

第8条 場長は、当該自動車の使用者に対し、第6条により交付された登録証について、当該自動車の前方左側側面又は乗用自動車にあつては前面ガラスの内側に登録証の表面に表示された事項が前方から見やすいように掲示するよう指導するものとする。

2 場長は、第6条第2項によりICタグの貸与を受けた当該自動車の使用者に対し、ICタグをサンバイザーに装着し、常に自動車に搭載するよう指導するものとする。

（登録証の返還）

第9条 場長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条により交付された登録証を直ちに返還させるものとする。

- 一 第7条第二号から第四号の規定により再交付の申請をするとき。
- 二 当該登録自動車の使用を中止したとき。
- 三 当該登録自動車の使用状況又は運転が不適當であると場長が認めたとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、場長が特に返還する必要があると認めたとき。 2
前項第二号に該当する場合は、自動車登録（廃車）申請書（規則第59号様式）（別紙1）により登録証を添えて届け出るものとする。

（使用不能自動車の管理）

第10条 場長は、当該自動車の使用者に対し、使用不能又は不用となった自動車を市

場内に放置せず、迅速かつ適切に処分するよう指導する。

(臨時入場自動車に対する措置)

第 11 条 第 3 条第 2 項第二号に規定する知事が認めた自動車とは、次のいずれかに該当する自動車とする。

- 一 第 5 条の規定による登録の申請を行った自動車で、第 6 条に規定する登録証の交付を受けるまでの間使用する自動車
 - 二 登録自動車が自動車検査中又は修理中の際に使用する代車
 - 三 場内工事等のため入場する自動車
 - 四 場内の見学のために入場する自動車
 - 五 前各号に掲げるもののほか、場長が特に必要と認めた自動車
- 2 前項に規定する自動車を市場へ入場させようとする者は、場長から臨時入場登録証の交付を受けるものとする。
- 3 第 1 項第二号から第五号に該当する場合は、臨時入場自動車登録申請書（別紙 3）により申請するものとする。なお、当日限りの入場者については、臨時入場自動車登録受付簿（別紙 4）への記入をもって申請に代えることができる。

(登録の更新)

第 12 条 場長は、一定の期間を区切って、一斉に登録を更新するものとする。

- 2 登録証更新の手続は、第 5 条の規定を準用する。
- 3 第 1 項の一定の期間とは、原則として 5 年とする。ただし、場長が必要と認めた場合はこの期間を変更することができる。
- 4 登録を更新する日は場長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。